

令和3年6月1日（火）

令和3年度第1回地域包括ケア検討会議 資料3

部会委員の指名について

地域包括ケア検討会議会長

○地域包括ケア検討会議に次に掲げる部会を置くこととなっている。

（日進市地域ケア会議の運営に関する要領第3条）

（1）生活支援体制整備に関する検討部会

所掌事項

- ・生活支援等サービスの体制整備についての情報の共有及び連携に関すること。
- ・生活支援コーディネーターの組織的な補完に関すること。
- ・その他生活支援等サービスの体制整備に関すること。

（2）在宅医療・介護連携に関する検討部会

所掌事項

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第4号に基づく在宅医療・介護連携推進事業に関すること。

- ・地域の医療・介護連携に関する資源及び課題の把握並びに施策の企画、立案及び周知に関すること。
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援に関すること。
- ・地域住民への普及啓発に関すること。
- ・医療・介護関係者への情報共有支援及び研修の実施に関すること。

○日進市地域ケア会議の運営に関する要領第4条第4項及び第5条第2項の規定に基づき、各部会の委員の一部について、別紙のとおり指名する。

日進市地域ケア会議の運営に関する要領

（部会）

第3条 要綱第3条に規定する地域包括ケア検討会議に次に掲げる部会を置く。

（1）生活支援体制整備に関する検討部会

（2）在宅医療・介護連携に関する検討部会

（生活支援体制整備に関する検討部会）

第4条

4 生活支援体制整備に関する検討部会は、委員20名以内で組織し、

次に掲げる選任区分ごとに、地域包括ケア検討会議の委員の中から会長が指名する者のほか、次に定める関係機関等の中からそれぞれ代表する者を選任するものとする。

(1) 社会福祉法人の職員

要綱第4条第6号委員の中から会長が指名する者

(2) 地域住民組織の関係者

要綱第4条第3号委員の中から会長が指名する者

(3) 民生・児童委員の代表者

要綱第4条第4号委員の中から会長が指名する者

(4) ～ (8) 略

(在宅医療・介護連携に関する検討部会)

第5条

2 在宅医療・介護連携に関する検討部会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる選任区分ごとに、地域包括ケア検討会議の委員の中から会長が指名する者のほか、次に定める関係機関等の中からそれぞれ代表する者を選任するものとする。

(1) 保健医療機関等の関係者

ア 要綱第4条第1号委員の中から会長が指名する者

イ、ウ 略

(2) 福祉・介護関係機関の職員

ア 要綱第4条第6号委員の中から会長が指名する者

イ 略